

佐伯市と株式会社ジモティーとの  
リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定書

佐伯市（以下「甲」という。）と株式会社ジモティー（以下「乙」という。）は、リユース活動の促進に向け、以下のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携と協力により、それぞれの資源や機能等の活用を図り、市内のリユース活動を促進し、市民サービスの向上及び環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) リユース活動を促進するための企画立案に関すること。
- (2) リユース活動を促進するための広報啓発に関すること。
- (3) その他リユース活動の促進に関して、甲及び乙で合意した事項に関すること。

（協力体制）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、必要に応じて協議を実施するものとする。

（実績報告）

第4条 乙は、市民が乙の事業を利用し、リユース品の取引を行った実績を甲へ報告する。

（責務）

第5条 乙の事業を利用した市民の間でトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

（変更）

第6条 甲又は乙から、本協定の内容について変更の申し出があった場合、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了30日前までに、甲又は乙から本協定の終了又は変更の申し出がないときは、1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

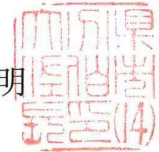
(その他)

第8条 本協定書に定めのない事項及び本協定書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 1月 4日

甲 佐伯市中村南町1番1号  
佐伯市  
佐伯市長 田 中 利 明



乙 東京都品川区西五反田1丁目30番地2  
株式会社ジモティー  
代表取締役社長 加 藤 貴 博

